

UAゼンセン瑞祥会・ルボアユニオン ユニオンニュース

第60号

2025年4月19日発行

発行責任者 船川 健吾

編集責任者 神余 秀紀



瑞祥会・ルボアユニオンHP

<https://zuishou-ru.com/>

2025年度 労働条件闘争最終報告 年間休日2日増 基本給増も他産業との格差広がる

3月28日の第6回団体交渉では、皆さんの声を届け、生活の安定のためにも賃金の上乗せが必要として交渉を行いました。結果、「経営判断である」として上乗せは実現しませんでした。皆さんの声が届かず非常に残念です。交渉後、執行委員（支部長）への経過報告のうえ意見を聞き、妥結の方向で進めることとなりました。今後、労使協定書を作成、労使で押印、妥結となります。近日中に協定書を交わす運びとなりましたので、今年の労働条件闘争は一区切りとさせていただきます。

今年も他産業との格差が一段と広がりました。賃上げは従業員の生活水準の維持・向上だけでなく、特に近年は人材獲得の意味合いが強いとされています。介護報酬（公定価格）の引き上げが見通せないことも悩ましいところですが、近い将来介護業界の人材確保はどうなるのでしょうか。一段と不安が大きくなりました。

ちなみに3月13日時点において、UAゼンセンに加盟している他労組は、正社員 月額平均17,046円（5.37%）、パート 時給平均75.7円（6.53%）と昨年に引き続き高水準の妥結状況となっています。

今後も皆さんの声を届け、働きやすい職場づくりを目指していきたいと考えています。これからも瑞祥会やルボアで働いていることを誇れるよう一緒に頑張っていきましょう。

賃金引上げについて

正規職員組合員：年間10万円ほど（月あたりでは6～7千円）の賃上げとなります。

特別調整手当が廃止され、基本給に組み込まれます。

特別調整手当が支給されていない方は、基本給に1.125を乗じた額が新たな基本給となります。

パートタイム組合員：時給30円の引き上げとなります。（介護補助、清掃職員は15円）

手当の改正について

・扶養手当について、配偶者の扶養手当が廃止され、子の扶養手当が拡充されます。

「子（16歳未満）8,000円、子（16歳から22歳の年度末）13,000円」

・通勤手当について、「算定方法が実通勤回数」に変更。

賃金制度について

正規職員組合員：特別調整手当の基本給への組み込みに伴い、給料表・初任給基準表が改正されます。

正規職員組合員（60歳以降）：昇給停止となっていましたが、60歳以降も定年まで昇給します。基本給は「定年延長時の給与決定法」により算出した金額に1.125を乗じた額となります。

パートタイム組合員：初任給基準表が改正され、上限額がそれぞれの職種で50円上がります。

（無資格者以外）

労働時間の短縮・改善について

・年間休日が2日増え108日から110日、所定労働時間が2056時間から2040時間へ改正されます。

・入社から年次有給休暇発生まで、特別休暇（無給）を5日間設定されます。（子の看護、要介護者の看護、自身の病欠、自然災害による欠勤以外の目的には使用できません）

・積立年次有給休暇について、育児休業法の改定内容に準じ、取得要件が拡大されます。

※詳細は組合ホームページおよび各施設に配置されている就業規則などをご確認ください。

慶弔共済の申請をお忘れなく

新年度に入りました。今春、子どもさんが進学された方も多いと思います。

組合員の方は、「こくみん共済 coop」の慶弔共済へ加入しており、お祝い金などがもらえます。申請においては証明書類などの添付が必要になりますので、対象の方は申請を忘れないようにお願いします。

組合員死亡	60,000 円	結婚	16,000 円
不慮の事故等による死亡	20,000 円	銀婚	10,000 円
配偶者の死亡	40,000 円	子の出生	6,000 円
子の死亡	20,000 円	子の小学校入学	4,000 円
親の死亡	6,000 円	子の中学校入学	4,000 円
重度障害	60,000 円	子の高校入学	4,000 円
		子の大学入学	4,000 円

また組合員は個別に「UAゼンセン共済」の各種共済に加入することができます。（掛け金がかかり手ごろで保証が充実しています）UAゼンセン共済に切り替えることで可処分所得が増え、生活に余裕が出るなどメリットがあります。一度パンフレットを手にとってみてください（^_^）/

申請方法やパンフレットなどお問い合わせは、所属支部長までご連絡ください。

『ワークルール豆知識』（第 13 回）

皆さんチャレンジしてみてくださいね(^_^)/

正解した方の中から抽選で 10 名の方に商品券などの景品をプレゼントいたします。参加される方は下記応募用紙に氏名・施設名・解答を記入し、所属支部長まで提出してください。（2025 年 5 月 27 日を締め切りとします）

問題：就業規則はどのような方法で従業員に周知する必要があるでしょうか？

誤っているものをひとつ選んでください。

- ① 会社のウェブサイト（ホームページ）に掲載
- ② 作業場の見やすい場所に掲示
- ③ 社長室の本棚の中に設置



第 12 回の解答と解説

正解は③「36 協定の締結」

労働基準法では、労働時間を 1 日 8 時間、週 40 時間までと定めています。この時間を超える労働を行うには、労働者代表との間で 36 協定を締結し、労働基準監督署に届け出る必要があります。労働者代表（過半数代表者）は、使用者の指名ではなく、労働者の信任を得たうえで選任されなければなりません。不適切な選任は協定そのものが無効になる可能性があります。

2 月 25 日の執行委員会にて厳正なる抽選の結果、リリックケアセンター 1 名・真珠の湯 2 名・サン未来 4 名・花らんまん 3 名の計 10 名の方に商品券（1,000 円分）を贈らせていただきました。

✂-----キリトリ-----

ワークルール豆知識応募用

第____回	氏名	施設名	解答
加入申込書			
		申込日 年 月 日	
氏名	フリガナ	生年月日	
住所	〒		
電話番号			
施設名		経験年数	年 月
職種		雇用区分	正社員 パート